

施設等利用費の請求（償還払い）手順のご案内

保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象となるサービスを利用した場合、いったん支払った利用料（施設等利用費）を、保護者の請求に基づいてお支払いします。（この手続を「償還払い」といいます。）



◆無償化の対象となるサービス

- 幼稚園や認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育
- 一時預かり（保育所・幼稚園・認定こども園の一時預かりなど）
- 認可外保育施設
- 病児保育
- ファミリー・サポート・センター事業

ご利用になる施設やサービスが無償化の対象となるかは、施設が所在する自治体または施設に直接おたずねください。

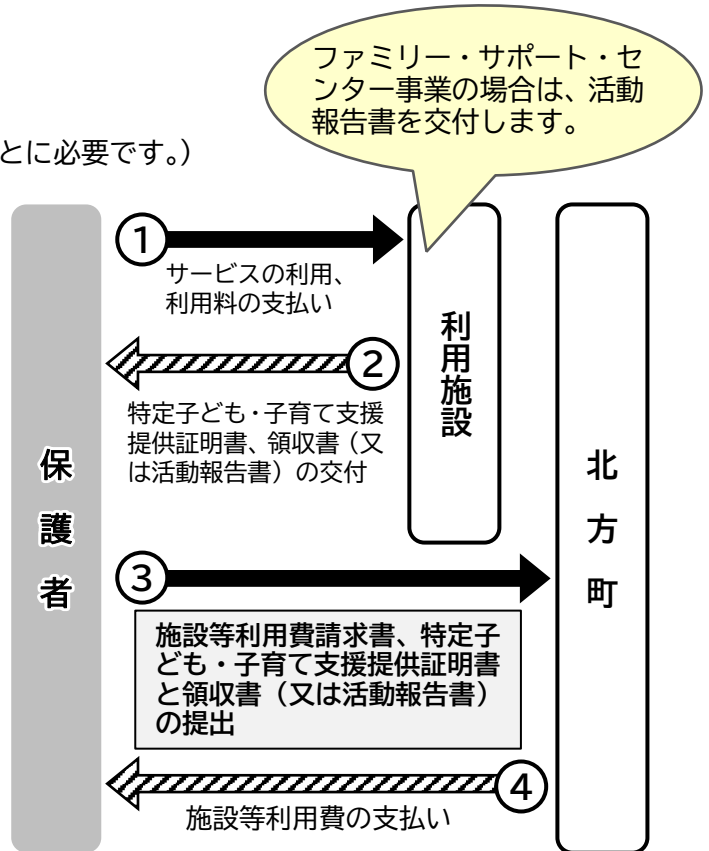
⚠ 無償化の対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他実費（日用品代、制服代等）は、含まれません。

⚠ 北方町から転出する場合は、転入先の自治体で改めて保育の必要性の認定の申請手続が必要です。

■請求の手続■（3か月（四半期）ごとに必要です。）

保護者は、請求書類を北方町へ提出する必要があります。

- ① 保護者は、利用したサービスの利用料を施設に支払います。
- ② 施設は、保護者に特定子ども・子育て支援提供証明書、領収書（又は活動報告書）を交付します。
- ③ 保護者は、施設等利用費請求書に必要事項を記入し、利用したすべての特定子ども・子育て支援提供証明書、領収書（又は活動報告書）を必ず添えて、北方町に提出してください。
→3か月（四半期）ごとの提出です。
- ④ 北方町で審査ののち、施設等利用費を保護者名義の金融機関口座へ振り込みます。



■請求書の入手先■

役場福祉子ども課窓口または北方町ホームページから入手できます。



■請求受付期間等■

| 施設等の利用月 | 提出期限（町に必着） | 支給時期 |
|----------|------------|---------|
| 4月～6月分 | 7月末日 | 8月下旬ごろ |
| 7月～9月分 | 10月末日 | 11月下旬ごろ |
| 10月～12月分 | 1月末日 | 2月下旬ごろ |
| 1月～3月分 | 4月10日 | 5月下旬ごろ |

- 請求書類は、役場福祉子ども課窓口へ直接ご提出いただくか、郵送でも受け付けます。郵送の場合は、提出期限必着でお願いします。
- 請求書類の提出期限は、表のとおりです。ただし、土・日・祝日にあたる場合は、直前の開庁日が提出期限となります。
- 提出期限を過ぎた場合、通常の支給予定月の翌月以降の支払いになります。（提出期限内の提出でも、提出された書類に不備等がある場合は同じ扱いとなる場合があります。）
- サービスの利用から2年を経過すると、請求できなくなるためご注意ください。

■施設等利用費の支給額（月額）■

施設等利用費の支給額は、法令で定められた月当たりの上限額と実際の月額利用料を比較して、低い方の金額となります。

| サービスの種類 | 月当たりの上限額 | |
|--------------------------------|-----------------|---------|
| 一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポート事業 | 3～5歳児 | 37,000円 |
| | 0～2歳児(1,2階層のみ)* | 42,000円 |

※1,2階層とは、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯のことをいいます。



請求書類提出・お問い合わせは

北方町役場 福祉子ども課
(1F 5番窓口)

担当：子ども福祉係

〒501-0492

岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

☎ 058-323-1119 FAX 058-323-2114

✉ fukushi@town.gifu-kitagata.lg.jp